

にほんごひろば

ミニ講演会 「国際相談コーナー利用のすすめ」

草加市の外国籍市民が困ったときに相談できる国際相談コーナーの存在を当部の学習者に知ってもらうため、本ミニ講演会を企画しました。

開催概要

日時 2024年12月21日(土曜)
11:30~12:00
場所 中央図書館2階 集会室
テーマ 「国際相談コーナー利用のすすめ」
講師 NPO法人 Living in Japan
代表理事 築瀬 裕美子氏
参加者数 19名



講師 築瀬 裕美子氏



NPO 法人が協働事業として国際相談コーナーを運営

1.市役所内国際相談コーナーにて

◆外国籍児童・生徒サポート

①転入・転出 ②入学初期・フォローアップ支援 ③進路相談

◆生活サポート

①窓口手続き 住民票、課税証明書などの申請、給付金の申請など ②通訳・翻訳相談 必要に応じて(主に英語、中国語) ③日本語教室問い合わせ 日本語教室一覧表の作成 ④滞在資格・永住権 相談先として外国人総合センター埼玉(県国際交流協会)、FRESC(入国管理局相談センター:四谷)を案内 ⑤求職・労働相談 外国人総合センター埼玉(県国際交流協会)、FRESC(入国管理局相談センター:四谷)を案内 ⑥住宅 ⑦病院・健康 ⑧妊娠・子育て ⑨税金⑩その他

◆国際理解・啓発 ①外国語・異文化 ②講師派遣

◆国際交流

2.ガイドブック草加の作成

7か国語(英語、中国語、韓国語等)による、制度の案内や生活情報の提供

3.災害時多言語支援センター事務局

国際相談コーナーを通して登録した日本人、外国籍市民が対応。

*NPO法人独自で罹災証明書 9か国語による申請用紙を作成

その他NPO法人として教育委員会「SOKA いっぽ」事業に協力、「にほんごで勉強会」開催

担当者の声「今回出席した、学習者の大半は国際相談コーナーの存在をご存じなかったようです。困ったときは、利用していただきたいものです。」

参加者の声「外国籍の人たちの困りごとに寄り添う活動は頼もしい」

国際相談コーナー最近の相談事例

① 特定活動で住民登録しているアフリカ系女性とその子ども（3才以下多し）

- ・ 児童扶養手当（ひとり親家庭の手当）、ひとり親家庭等医療費の申請には独身証明書、出生証明書およびその和訳が必要→国や領事館から取ることが出来ない
- ・ 仕事をしたい→ハローワークや日本語教室を紹介（求職に必要）
- ・ 子どもを預けたい→保育園利用には仕事があることが条件←預けないと働けない（矛盾）
- ・ 安いアパートに引っ越したい：友人宅に居候している。→県営住宅でも収入のめどが必要

② 税金（市・県民税、健康保険税）や年金保険料が払えない

- 市・県民税、健康保険税→納税相談 分割払い（基本的に1年で払い終わるように）
- * 財産差し押さえ、仕事先の会社の給与から引き落としなどあり年金→収入が無くなったなどの理由により、納付猶予制度（4分の1、2分の1、4分の3、全額）がある。

③ 小学校入学前、入学後の発達相談

- 保育園から、就学前健診により発達相談を受けるよう言われたという方が増えている→言葉の違いの問題なのか、本当に発達障がいがあるのかを見極めるのが大変→必要に応じて通訳同行理由として：
- * 「子育てを相談できる人が周囲にいない」人が多く見受けられる→つどいの広場、こども食堂などを案内するが、行こうとしない。
- * 人工乳、離乳食、家庭が孤立していることからくる子どもの社会化・ことばの遅れ、子どもが大きくなってからの子どもから親への暴力など→保健所、子育て支援センターにつなぐ



国際相談コーナー 草加市役所西棟1階
毎週月・水・金 9:00~17:00
電話 048-922-2970